

愛西市インターンシップに関する協定書（案）

令和8年度実施の愛西市インターンシップによる学生の実習に関し、愛西市（以下「甲」という。）と、愛知大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定書を締結する。

（実習生の受入れ）

第1条 甲が乙から受け入れる実習生の氏名、実習場所及び実習期間は、次のとおりとする。

実習生氏名

実習場所

実習期間

（服務等）

第2条 乙は、実習生に対し、実習期間中、甲の職員と同様に法令（甲の条例・規則等を含む。）及び愛西市インターンシップ実施要綱を遵守させるとともに、実習のカリキュラムの遂行に当たっては、甲の実習担当者の指揮、監督、助言等に従うよう指導するものとする。

2 乙は、実習生に対し、実習を通じて知り得た秘密を実習期間中に限らず実習終了後においても一切漏らさないよう指導、徹底するものとする。

（報酬等）

第3条 甲は、実習生に対して、賃金、旅費その他の費用を支給しない。

（実習の中止）

第4条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

（1） 実習生が愛西市インターンシップ実施要綱第8条の規定に違反した場合

（2） 実習を継続することにより、市の業務に支障が生じ、又はそのおそれがあると認められる場合

（3） 前2号に掲げるもののほか、実習の目的を達成することが困難であると認められる場合

（損害賠償）

第5条 乙は、実習生が実習の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、実習生と連帯してその損害を賠償しなければならない。

（有効期間）

第6条 この協定書の有効期間は協定書締結の日から実習期間満了の日までとする。

（その他）

第7条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする

令和8年 月 日

（甲）愛知県愛西市稲葉町米野308番地
愛知県愛西市
愛西市長 日 永 貴 章

（乙）